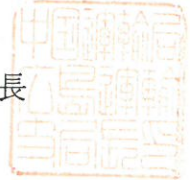




広運整第204号の2
平成30年7月19日

(一社) 広島県バス協会会長 殿

中国運輸局広島運輸支局長



特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づく、保安基準適合証等及び限定自動車検査証の有効期間の伸長について

国土交通省では、平成30年7月6日に発生した平成30年7月豪雨が特定非常災害に指定されたことを受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、保安基準適合証等及び限定自動車検査証の有効期間について別添のとおり公示したので通知します。



広運公示第4号

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

広島県の一部地域[※]に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

※一部地域

広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三原市、尾道市、福山市、竹原市、東広島市

平成30年7月19日

中国運輸局

広島運輸支局長



【参考】

岡運公示第4号

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、岡山県の下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

記

岡山市東区、倉敷市、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町

以上

平成30年7月18日

中国運輸局岡山運輸支局長 岡田 和史





(参考)

広運公示第 3 号

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、広島県の下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

記

広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区
呉市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町
安芸郡坂町、三原市、尾道市、福山市、竹原市、東広島市

以上

平成30年7月18日

中国運輸局

広島運輸支局長

